

## 鳥獣被害対策実践事業の事業評価（平成27年度報告）

### 1 事業実施総括表

区分	年度
被害防止計画目標年度	平成27年度
被害防止計画作成年度	平成24年度

区分	事業実施主体	市町村名	事業費	うち国庫交付金
推進事業	霧島市	霧島市	25年度 1,206,079円	25年度 1,206,000円
			26年度 1,223,000円	26年度 1,223,000円
			27年度 1,223,460円	27年度 1,223,000円
整備事業	霧島市	霧島市	25年度 25,570,792円	25年度 25,570,000円
			26年度 33,334,991円	26年度 33,334,000円
			27年度 3,240,373円	27年度 3,240,000円
緊急捕獲活動支援事業	霧島市	霧島市	25年度 7,476,000円	25年度 7,476,000円
			26年度 14,920,000円	26年度 14,920,000円
			27年度 16,666,800円	27年度 16,666,800円

### 2 事業の取組状況

区分	対象地域	実施年度	対象鳥獣	実施内容	事業量	管理主体	利用開始年度	利用率稼働率	備考
推進事業	市内全域	25年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ	有害捕獲	箱わな 38基	霧島市鳥獣被害防止対策協議会	25年度	100%	
		26年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ	有害捕獲	箱わな 50基	霧島市鳥獣被害防止対策協議会	26年度	100%	
		27年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ	有害捕獲	箱わな 21基 捕獲玉網 4本 捕獲網 4網 イノシシ撃退機 1基 シカ撃退機 1基	霧島市鳥獣被害防止対策協議会	27年度	100%	
整備事業	市内全域	25年度	イノシシ、シカ	侵入防止柵	電気柵 255,424m ワイヤーメッシュ 6,372m ワイヤーネット 186m	霧島市鳥獣被害防止対策協議会	25年度	100%	
		26年度	イノシシ、シカ	侵入防止柵	電気柵 279,808m ワイヤーメッシュ 8,357m ワイヤーネット 50m	霧島市鳥獣被害防止対策協議会	26年度	100%	
		27年度	イノシシ、シカ	侵入防止柵	電気柵 46,026m	霧島市鳥獣被害防止対策協議会	27年度	100%	
緊急捕獲活動支援事業	市内全域	25年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ カラス	有害捕獲	400頭 494頭 4頭 41頭 248頭 15羽	霧島市鳥獣被害防止対策協議会			
		26年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ カラス	有害捕獲	840頭 949頭 6頭 82頭 517頭 50羽	霧島市鳥獣被害防止対策協議会			
		27年度	イノシシ シカ	有害捕獲	1179頭 820頭	霧島市鳥獣被害防止対策協議会			

		サル		5 頭	策協議会		
		タヌキ		166 頭			
		アナグマ		891 頭			
		カラス		59 羽			

注：実施内容の欄には、推進事業であれば「推進体制の整備」、「個体数調整」、「被害防除」、「生息環境管理」、「大規模緩衝帯整備」、「誘導捕獲柵の導入」を、整備事業であれば「鳥獣害防止施設」、「施設処理加工施設」、「地域提案」を記入のすること

### 3 被害防止計画の目標と達成状況

項目	被害防止計画の目標と実績			
	現状値(24年度) ①	目標値(27年度) ②	実績値(27年度) ③	達成率 ①-③ ①-②
被害金額の軽減	19,534 千円	15,305 千円	14,818 千円	対実績 4,716 千円 対目標 4,229 千円 111.5%
被害面積の軽減	183.68 ha	149.28 ha	220.23 ha	対実績△36.55ha 対目標 34.4ha △106.3%

注：達成率が70%未満の場合は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）に基づく改善計画（別記様式第4号）を添付すること

### 4 事業効果等

項目	内 容
事業効果	各事業の活用により被害金額の軽減に繋がった。
事業実施主体の評価	被害金額については目標に対し111.5%の達成率となり事業効果による軽減が出来たとと言える。被害面積については、市全体として水稲・飼料作物以外の作物への被害は軽減できたがH23新燃岳の噴火により山間部に生息していた有害鳥獣が里山付近に生息するようになったことや、事業等による侵入防止柵の設置により、有害鳥獣が未設置の地域へ移動したことで、特に飼料作物への被害が増え被害面積全体としての軽減目標は達成出来なかったと言える。
振興局・支庁(県)の評価	進入防止柵設置地区においては被害軽減が図られている。 事業の効果のより一層の向上や未設置地区への軽減対策啓発のためにも、集落ぐるみの寄せ付けない対策等の実施などに取り組む必要がある

### 5 第三者の意見

所属及び役職名	一般財団法人 鹿児島県環境技術協会 環境生物部 野生動物対策監	氏 名	塩谷 克典
<p>評価報告に対する意見</p> <p>防護柵は主に電気柵が使用されている。収穫後も柵を撤去しないよう要請しているが、作業の面から撤去する利用者が多いとのことであるが、年間を通じて柵を設置するよう引き続き要請が求められる。また、従来ソーラーパネル式の柵だったが、広く普及するために安価なバッテリー式を導入し始めているとのことであった。電圧低下は耕作地への獣の侵入を引き起こすため、下草の管理のみならずバッテリー管理の徹底が利用者には求められる。適切な電気柵管理は特に地域、使用者によっては、負担となる場合が多い。指導や研修のみではなく、シカ用も含め集落管理型のワイヤーメッシュ柵技術導入の検討が望ましいと考えられる。センサーで断末魔や犬の吠え声を流すデバイスも導入されているが、確実な捕獲作業と合わせて使用しない限りは、効果は限定されると考えられる。</p> <p>捕獲では、林野庁との協議で一部国有林でも捕獲が行えるようにできている。また、猟期中も保護区では有害捕獲が行えるようになってきており、罫免許に限っては初年度から有害捕獲人参加できる等、捕獲を推進する取り組みが進められている。一方、罫の稼働率が100%と非常に高い状況から、耕作者からの捕獲の要望に一部では応えきれていない地域もあるとのことなので、対応できるよう体制の構築が求められる。なお、アナグマ増加地域でもあり、個体群増加が進むと防止柵の効果を含め被害低減効果が落ちる可能性があるため、注視したい状況にある。</p>			